

日程第26 議案第31号 橋本市指定訪問看護事業基金条例の制定について から、日程第29 議案第34号 橋本市辺地総合整備計画の策定について までの4件

議長（上田順康君）日程第26 議案第31号 橋本市指定訪問看護事業基金条例の制定について から、日程第29 議案第34号 橋本市辺地総合整備計画の策定について までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）ただ今上程されました追加議案4件についてご説明を申し上げます。

議案第31号は、橋本市指定訪問看護事業基金条例の制定についてであります。これは、平成18年度から橋本市指定訪問看護事業を特別会計に移行したことに伴い、生じた余剰金を基金とし、今後、本事業の推進と財政の健全な運営を図るため、本条例を制定するものであります。

議案第32号は、橋本市職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。今日、地方分権の推進により、基礎的な自治体である市町村の役割は多様化・高度化しております。こうした中であって、本市では、事務事業全般において法令に従い、効果的・合理的・能率的に事業を執行するため、行財政改革を進めております。本条例改正はこうした状況に適切に対応できるよう、監査委員事務局の体制を充実させるものであります。

議案第33号は、橋本市特別職給与条例の一部を改正する条例についてであります。これは附則において、特別職のうち、市長におい

ては給料額について平成18年7月1日から同年9月30日までの間、減額するものであります。あわせて助役の給料額についても、平成18年7月1日から同年9月30日までの間、減額するものであります。

議案第34号の橋本市辺地総合整備計画の策定については、本年度から平成22年度までの5カ年間で予定しております。市道高野口北部連絡線整備事業の財源として辺地対策事業債を発行するため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財源上の特別措置等に関する法律」に基づき、高野口町上中辺地に係る総合整備計画を策定することについて、同法第3条第1項の規定により議会の議決を求めるとであります。

以上、議案4件についてご説明を申し上げます。議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（上田順康君）市長の説明が終わりました。

これより議案第31号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 松浦君。

13番（松浦健次君）橋本市指定訪問看護事業基金条例ですけれども、スタート時点ではこの基金の額はいくらあるんですか。

議長（上田順康君）病院事務局長。

病院事務局長（尾崎慶和君）私のほうで所管することでもないんですけども、一応調査しましたら1億4,477万8,000円程度と聞いております。

以上でございます。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第31号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第31号 橋本市指定訪問看護事業基金条例の制定について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（上田順康君）次に、議案第32号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第32号については、委員会の付託を省略したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第32号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（上田順康君）次に、議案第33号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

26番 谷川君。

26番(谷川 稔君)本条例なんですけども、特別職の給与を減額する理由は、私はないような気がするんです。合併して非常に激務で頑張ってくれております特別職なんですけども、なぜ減額しなければならないのかという、その理由、若干推測されるところはあるんですけども、私自身はないと思うんですけども、なぜ減額されるのか、その辺をちょっと市長から直接聞いておきたいと思いをします。

議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）過日の一般質問の中にもございましたが、去る2月23日に発生いたしましたところの、職員の不祥事の問題でございまして、本人は処分はいたしておりますが、私以下職員の処分をきょう付で実施した

ところであります。

以上でございます。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

12番 平林君。

12番（平林崇行君）私の考えも先ほどの26番議員と一緒に、私は市長並びに助役が責任をとるといふ、この20%、10%が、この辺が妥当なのかどうかわかりません。当然、新市の橋本市長になりましたら、いろんな不祥事云々に対する責任問題は当然浮上してくると思います。今回、断腸の思いでいろいろな形で私はやったと思いますけども、じゃあこの、どうして20%、助役が10%なのか、今現状、裁判も続いてますわね。市が損害を受けた分に関するものが、一部返納があったとかないとかも聞いております。その辺はどうかわかりませんが、これが妥当なのか、議場で陳謝で私はええんじゃないかという部分も考えますし、責任は当然ありますよ。すべてのものを含めて市長になったわけですから、絶対出るとは言いませんけども、また金額的に、当然あれして、まだ裁判もこれから行われて、明確な金額も出てくると思います。それにおいて、もし橋本市にどれだけの負担があつて、被害があつたとかという分が出てからでも、この辺のことは、私はいいいんじゃないかなと。何でもかんでも給料を切れば、じゃ、そしたら市長就任される前の事件であるのであれば、前の人はどうされているんですか。ちゃんとその辺も裁判の結果、金額が出てきたら、その人に対する責任追及もされるのかどうか。そういう部分も出てきますので、この辺は、その辺のところいかがお考えなのか、ちょっとご意見聞かせてもらえますか。

議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）12番、平林議員からの

おただしてございますが、まず2月24日後、もう4カ月という経過もある中で、そして最終はまだ公判が終結していないわけでありませうけれども、7月とか言われてございましたが、もうその見通しが、私の判断としてついたという、本人のことについてはまずついておるといふ判断をいたしまして、やはり世論と言いますか、そういう環境と言いますか、そういうことで、さきの一般質問でも発言ありました。一体それどうなつたのよというようなこともございましたものですから、それにこたえる考え方で、迅速にひとつ処分をしたところであります。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）今の件に関して、私、一般質問で取り上げさせていただいたんですけども、そのときには実態はまだわかっていないんだと、今の、どういうふう膨らんでいくかわかっていないという話なので、今、ご自分でこれだけの責任を負うというのは、まだ時期尚早であると。わかった時点ですべきであつて、もし今わかっているのであれば、当時、そのときもわかっていた、私、どうして答えてもらえなかったか、これは疑問ですけども、その点どうお考えですか。

議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）13番の松浦議員の質問にお答えを申し上げます。

非常に日々刻々と大きな変化がございますし、やはりそれにつけて、私として決断をしていかなければならないということも含めて、その当時と、そしてここ何日かの皆さんのお考えもいろいろ聞かせてもらった上で、最終判断をしたところであります。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）皆さんの意見はわかりませんが、実態の解明という点が進んだのかど

うかと。進んだのであれば、また後で伺いに行きますけども、その辺当時とどこが違ったか、またご説明願います。

議長（上田順康君）助役。

助役（清原雅代君）ただ今の松浦議員のご質問に対して、具体的な面というのはなかなかちょっと今現在申し上げられませんが、前回の質問のときにお答えさせていただいたのは、本日が、本人からの第2回目の陳述があるということで答弁させていただいたかと思うんですけども、その陳述の内容、それと、あと7月に一応最終の、次回、最終の結審するのではないかという状況の中で、今回の処分をさせていただいたということでございます。

議長（上田順康君）19番 上垣内君。

19番（上垣内裕一君）本人と助役、町長という処分が出たんですが、そうしますと、多分されておると思うんですが、ちょっとお聞きしたことあると思うんですが、担当課とか直属の上司のそういう処分が当然行われるべきやと、行われておると思うんですが、差し支えなければその内容と人数等聞かせていただけたら。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）処分につきましては、本人は2月にしています。それで、関係職員ということで、特に監督処分が中心でございますけれども、名前は言えませんが、関係する現部長、それから前課長、前課長補佐、前係長2名、それから総務関係の前課長ということで、本人以外6名の処分をきょう、28日付で発表してございます。その内容につきましては、最高が減給10分の1の3カ月、それから処分に当たるのが、減給がそれを含めて4名、それから文書訓告が2名ということになってございます。

以上でございます。

議長（上田順康君）32番 井上君。

32番（井上勝彦君）市長に、ちょっと処分はこれはいいといたしまして、やはり問題はこれからそういうことを起こさないようにどういうふうにしていくかという、一番大事な体質をきちっと変えるというんですか、改善するというんですか、その取り組みがやっぱり一番大事ではないかなと私は思います。処分することによって、これは解決ついたらんやということではなくて、それはそれで一定の行政処分というのは、これはそれぞれの責任が、それはいいと思います。それはそれで市長のお考えでやられたらいいんですけども、やはり今後こういうことを起こさないようにどうすればいいかということで、きちんとしたマニュアルというんですか、そういう調査を市民に報告して、体質を改善すると。こういうことをやっぱりやっていただきたいなと思うんですが、そのことについて強く皆さんに取り組んでいただくようお願いしたいなと思います。

議長（上田順康君）要望ですか。

〔「要望や」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）もうないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっており議案第33号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第33号 橋本市特別職給与条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(上田順康君)起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長(上田順康君)次に、議案第34号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番 中西峰雄君。

14番(中西峰雄君)この計画書は、いわゆる北部農免、旧の北部農免の下中のところから高野口中学校のところまで歩道を設置していくという計画かと思います。それで、私もわからないのでお聞きしたいんですけども、何点かお聞きいたします。

一つは、この計画における事業費3億5,000万円、この財源内訳としまして特定財源1億9,250万円の特定財源とは何かということと、一般財源の1億5,750万円、これもまったく辺地債という借金でまるまる賄うということですけども、この辺地債における優遇、いわゆる交付税算入措置等の優遇はどうなっておるのかということについて、お尋ねいたします。

もう一点ですけども、この事業は地元の高野口中学校の保護者の方も含めまして、大変要望の強い事業なんでございますけども、こ

の、既に整備、歩道設置は終わっている区間の延長、そして総事業費、これからこの事業に係る分の延長はいくらかと。それと、あわせて教えていただければありがたいんですけども、要するにこの歩道を設置していくという整備計画のうち、今までに、全体のうちどれだけ終わっているんだと。その事業は一体いつから始まっているんだと。逆に言いますと、要望はいつから上がってきていて、旧の高野口町におかれまして、いつからこの整備事業にかかれたのかということですね。そうしますと、これまで整備終わられている事業区間につきまして、年間いくらの総事業費を投入されてきたのかということも含めてですね。

もう一点なんですけども、これ、今回総合整備計画書という形で上がっておるんですが、従来はどういう形でこの整備を進めてこられたのかと。その従来と違う、この総合整備計画書であるとするならば、なぜそういう形になったのかということですね。

以上でございます。ちょっとたくさんお聞きしましたので、答弁もれないように、よろしくお願いたします。

議長(上田順康君)企画経営室長。

企画経営室長(森川嘉久君)細かい点につきましては、後ほどまた建設部長のほうからご答弁申し上げられるかと思いますが、財源内訳等全体事業費と、それから財源内訳、それから計画の概要についてご説明をさせていただきます。

現在上程させていただきました分につきましては、2期の計画ということで、18年度から22年までの5年間ということで計画をしておるわけでございまして、事業費については計画書に載せておりますとおり3億5,000万円の全体事業費、特定財源の1億9,250万円については国庫補助金でございます。

それから、充当率等につきましては、ご指摘のとおり一般財源について、原則、辺地債については100%充当ということになっておりますので、これは資金の需要と供給の点で、若干率が変わることもあるわけですが、原則として100%充当ということで、県にはそういう形で要望をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、この辺地債につきましては、その有利な点といいますのは、議員ご指摘のとおり、交付税算入がございます。これについては償還について80%の算入ということになっておるところでございます。

それから、既に、若干この工区につきましては二つの工区に分かれております。高野口北部連絡線の事業でございますが、これについては2工区に分かれておまして、進んでおります工区のほうにつきましては、平成16年度から平成20年度ということで、既に、旧高野口町において総合整備計画は議案をご承認いただいております。それに伴いまして、そういう形で辺地債を使いながら、計画を順次進めておるところでございます。今回、ご提案させていただいた分については、新しい工区の分ということでございます。

それから、旧工区につきましても、事業費につきましては同じく全体事業費3億5,000万円、財源内訳は同じ金額でございます。

私のほうからはとりあえず以上でございます。

議長（上田順康君）建設部長。

建設部長（坂本信良君）ただ今のご質問の北部連絡線の事業関係でございますけれども、先ほど森川室長のほうから説明があったわけですが、工区につきましては、上中、下中地区ということで、下中地区の総事業量につきましては1,000m、それから上中

区につきましては、事業量が1,600mということで計画を進めてございます。

その中で、工事の進捗状況でございますけれども、下中区の1,000mにつきましては、先ほど室長がご説明申し上げましたように、平成16年度から事業着手しておまして、平成20年度までの事業完了というところで、現在、16年度、17年度の事業が完了してございまして、事業費にいたしまして約8,000万円の事業消化をしてございます。

それから18年度につきましては、本年度でございますけれども、事業費におきまして3,000万円、それから19年度が1億2,000万円、20年度が1億2,000万円の工事予定をしてございます。

それから、上中区でございますけれども、上中区の事業量は1,600mということで、先ほどご説明させていただいたんですが、本年度から事業着手ということで、5,000万円の事業費を予定してございます。

したがって、上中区については、現在進捗率は17年度まではゼロというところでございます。

以上でございます。

（発言する者あり）

議長（上田順康君）建設部長。

建設部長（坂本信良君）事業費で進捗率をご説明させていただきますけれども、約11%強というところでございます。

議長（上田順康君）14番 中西峰雄君。

14番（中西峰雄君）あまりもう質問を控えさせてもらいたいと思っておりますけれども、そうしますと確認でございますけれども、旧の高野口町におかれまして、平成16年度、17年度で8,000万円の事業を消化されまして、11%されているということですよ。本橋本市になってから、年間の、5年間の事業量として3億5,000万円ということは、単純に割りますと

年間7,000万円の事業量を行っていくということでございますね。要するに、旧の高野口町では年の予算としては4,000万円を2年間続けてつけてこられたと。新橋本市になってからは年間7,000万円の予算をつけていかれるということによろしいですね。

議長（上田順康君）建設部長。

建設部長（坂本信良君）先ほどもご説明申し上げましたように、18年度事業費で下中区が3,000万円、それから上中区が5,000万円ということで、合計といたしまして8,000万円の予定をしております。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を……。

33番 森安君。

33番（森安欣吾君）このことでちょっと一つお聞きしておきたいのは、辺地道といってこう載るとるんやけど、これ、大事な路線であることは変わらないので、これ、御幸辻から入っている広域の農道、そのいわゆる改修と言ったら悪いけど、良く改善されるわけですね。この、あれつけて。それから、この道路としてちょっとお聞きしたいんですわ。これは辺地債を使って道路を改善するということはよくわかるんですよね。利用されている。朝、学校行きの子を見ても大変危ないような、いつまでも草生えて大変やと。そうしますと、これが御幸辻から入っている路線なんだけども、御幸辻の辺も一部のとこだけしか片側の歩道がついていないと。あそこの曲がる、葬式屋がある、あのカーブの辺、これなんかもう草生えとったら本当にもう怖いような状況です。この路線は非常に交通量も多いと、この説明にも書いています。まだ後で聞きたいんやけど、辺地道とかこの何とかいうのあるんだけども、こういうふうにして改修するん

だけども、もともとなってる総合整備計画、こういう制度があるから活用したいのはわかるんです。この路線に対する、この道路に対する考え方はどうなんですかということをお聞きしたい。まず、事業としてこの制度を活用するというのはよくわかるんです、今回の議案で。わかるんだけども、この道路全体の整備計画はどうなっているんですかということをお聞きしたいんです。そのことをまずお聞きしておきたいんです。それが基本でしょう。そうじゃないですか。それから、なぜここでこういうのが使われるか。辺地債を使われるか。これ、よくわかるんです、この使われたいのは。だけど、路線そのものはどう考えているのかと。基本的に、国道371号にしる、国道にしる、この農免道路の基本的な考え方はどういう位置付けになっているのか。このことをお聞きします。

議長（上田順康君）建設部長。

建設部長（坂本信良君）森安議員のご質問でございますけれども、先ほど来からご説明を申し上げております、旧高野口町で継続して事業を進めてこられましたこの事業につきましては、一応交通安全対策事業ということで、この沿線に高野口中学校があるということで、非常に交通量が多い中で歩道がないと。自歩道がないというところで、交通安全対策事業として整備して、学童の交通安全対策を図ろうという目的でもって設置する事業でございます。

したがって、それ以外の路線につきましては、現在、交通安全対策、必要ということであれば必要なんだろうけども、特段事業を起こしてというようなことが出てこないのかなと。と申しますのが、この道路に接道する学校、小学校等がないということで、その通学路に該当するような路線に該当しないのかなというところで、現在考えてございまして、

整備する計画は今のところないというところ
でございます。

議長（上田順康君）33番 森安君。

33番（森安欣吾君）この延長線でないとい
うことなんですが、地元要望で学校があつて
とかいうこと、この必要とする事情の説明の
中にあるんですけども、どこでも道、安全で
あったほうがいいのであって、今私言いまし
たように、御幸辻のあのあたりは特に、学校
やないけど葬式屋さんがあるので、本当にあ
れ危ないんですわ。これはほな、地元要望に
ならんのかと。学校でないとあかんのかと。
そういうことなので、私が言いたいのは、も
う一度橋本市内も、京奈和自動車道も開通し
ている部分もありますので、道路についても
う一度、重要度が年々変わってきているので、
交通量も変わってきているので、あれだけ多
額の国土交通省も毎度毎度やって、かなりの
人を投入して調査していますね。それと同じ
ように、橋本市道においてももう一度、そろ
そろこのあたりで道路事情を調査されて、そ
して重要度ということをやしてほしいという
ような、なぜ総合整備計画の中でやっている
かという、この事情の説明がようわからん
のでね。その延長線上でないと言われるけど...
...。（発言する者あり）いやいや、これみたい
な総合整備計画で上中のところで辺地債を採
用すると、この事業をやるんだけども、この
同じ道路の中で、延長線上でもう一度検討を
される予定があるのかどうかということ...
...。（発言する者あり）いや、わかるんです。
その意味はわかるんだけど、道路はつながっ
ているんでね、ここの部分だけの道路じゃな
いんでね。ちょっと飛び過ぎとるかもわから
んけど、だから辺地債に.....。（発言する者あ
り）それはないんであれば、ないんでいいん
やけど、そういうことを要望しておきたいと。
ここだけと違ってね。そういうことです。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、こ
れをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります議案第34号については、委員会の付託
を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようです
ので討論を終結いたします。

これより、議案第34号 橋本市辺地総合整
備計画の策定について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第30 議員提出議案第1号 中小企 業金融の安定化に対する意見 書について

議長（上田順康君）日程第30 議員提出議
案第1号 中小企業金融の安定化に対する意
見書について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番 平木君。

〔4番（平木哲朗君）登壇〕

4番（平木哲朗君）ただ今上程されました
議員提出議案第1号について、意見書の朗読
をもって提案説明にかえさせていただきます。

「中小企業金融の安定化に対する意見書」
バブル崩壊後、日本経済は押し寄せる不況の波にその出口を見出せないまま、耐え忍びを余儀なくされてきたが、近年ようやく景気回復傾向にあるとの兆しを示しているような報道もうかがえる。しかし、地方等における中小企業を取り巻く情勢は、景気動向も含め、改善傾向にはほど遠く、また、雇用情勢においても依然として厳しい状況にある。

国においては、平成17年4月1日からのペイオフの完全実施や不良債権処理の進展等により、中小企業をめぐる金融経済情勢など依然として厳しい状況にあることから、地域経済の安定的活性化を図るため、地域と中小企業への円滑な資金供給に努力する金融機関を正當に評価する制度の創設など、なお一層の中小企業に対する資金供給の円滑化・安定化を図っていくことが強く求められているところである。

よって、国においては、このような厳しい経営環境にある中小企業の実情を十分踏まえた上で、地域金融機関に対し、公共性に立ち返らせ、官僚主導型の経営から利用者参加型への移行による対等の立場での相互支援を維持徹底させることで、中小企業に対する多面的な金融の円滑化を図り、よって地域経済の活性化につながるよう、万全の措置を講じていただきたく強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月 橋本市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、金融経済財政政策担当大臣、金融庁長官。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（上田順康君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 中小企業金融の安定化に対する意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 議員提出議案第2号 「人権擁護都市宣言」に関する決議について

議長（上田順康君）日程第31 議員提出議案第2号 「人権擁護都市宣言」に関する決議について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番 中上君。

1番（中上良隆君）ただ今上程されました議員提出議案第2号について、決議の朗読を

もって提案説明にかえさせていただきます。

「人権擁護都市宣言」に関する決議

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。この世界人権宣言及び日本国憲法の理念のもと、明るく住みよいまちづくりは市民すべての願いである。

しかしながら、私たちの社会には、社会的身分、門地、人種、信条または性別等による人権侵害が依然として存在しており、自由で平等な社会建設を阻害する要因となっている。

こういう情勢を克服することにより、お互いの人権が尊重され、一人ひとりが生きがいを持って暮らせる橋本市を築いていかなければならない。

私たちは、新しいまち「橋本市」の誕生を契機に、あらためて人間の尊厳を自覚し、平等な人権社会の確立をめざして、たゆまない努力を行うことを確認し、ここに橋本市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（上田順康君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようすで、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議員提出議案第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようすで、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号「人権擁護都市宣言」に関する決議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただ今意見書案1件、並びに決議案1件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

日程第32 橋本市農業委員会委員の推薦について

議長（上田順康君）日程第32 橋本市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、橋本市議会が推薦する農業委員会選任委員は4人として、指名推選の方法により推薦いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

橋本市農業委員会委員に、橋本市市脇1丁目8番7号、梅田稔さん、橋本市胡麻生337番地、森本恵美さん、橋本市隅田町河瀬150番地、辻本茂さん、橋本市高野口町上中76番地、赤井弘親さん、以上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました4人を、橋本市農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました、梅田稔さん、森本恵美さん、辻本茂さん、赤井弘親さん、以上4人を橋本市農業委員会委員に推薦することに決しました。

議長(上田順康君)この際報告いたします。総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

議長(上田順康君)以上で、本日の日程は終わりました。

これにて、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

議長(上田順康君)閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長(木下善之君)登壇〕

市長(木下善之君)本日、6月の定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年は、春から非常に天候が不順でございました。現在も梅雨が続いておるわけでございます。過日も、全職員に梅雨におけるところの大雨の警戒、これは非常に大事でありますので、強く指示をいたしておるわけでございます。今後、万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。

さて、議員の皆さん方には、平成18年度の本予算を審議いただきまして、全案件すべてをご可決いただきましてありがとうございます。また、多くのご意見を承りました。このことにつきましては、今議会を通じての総括ということで、本日午後、部長連絡調整会議なるものを持ちまして、皆様のご意見をひとつ十分整理し、できること、できないこともあるかもわかりませんが、それもあわせて万全を期してまいりたいと思っております。

特に、今議会におきましては、私は要約して二つの柱があったように思います。一つはやはり行財政改革を徹底していくべきだという柱、もう一つは職員の意識改革、これも徹底していかなければならないという二つの柱、これを中心いろいろな肉付けをしながら、

今後取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

皆さん方におかれましては、6月議会、24日間にわたりまして、本当にご苦労さんでございました。これから真夏に向かうわけでございますが、どうぞひとつご自愛をいただきますよう祈念いたしまして、閉会にあたって

のあいさつにかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

議長（上田順康君）これにて、平成18年6月橋本市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでございました。

（午後0時15分 閉会）